

調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会要綱

第1 設置

調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童死亡事故を踏まえ、このような事故を二度と起こさないために、調布市立学校、子ども関連施設、高齢者施設等における食物アレルギー事故の防止策を策定することを目的とし、調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、食物アレルギー事故防止策の策定に係る次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 食物アレルギー事故防止に関すること。
- (2) 食物アレルギーによる緊急時対応に関すること。
- (3) 食物アレルギーを含む給食指導に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、食物アレルギー事故防止策の策定に必要な事項に関すること。

第3 構成

委員会は、教育長が依頼、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 安全工学に関する専門的な知識を有する者
- (4) 調布市立学校食物アレルギー対策専門員
- (5) 食物アレルギーのある子の保護者
- (6) 調布市立学校PTA連合会会長
- (7) 調布市立学校小学校長会長

- (8) 調布市立学校中学校長会長
- (9) 総務部長
- (10) 子ども生活部長
- (11) 福祉健康部長
- (12) 教育部長
- (13) 教育部指導室長
- (14) 教育部学務課長
- (15) 教育部指導室統括指導主事
- (16) 教育部指導室指導主事

2 委員会に顧問を置く。

3 顧問は、副市長及び教育長をもって充てる。

第4 任期

委員の任期は、教育長が依頼又は任命した日から食物アレルギー事故防止策を調布市長及び調布市教育委員会に報告する日までとする。

第5 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

委員会は、会長が招集する。

第7 会議の公開

委員会は、これを公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めたときは、この限りでない。

2 会長は、会議を傍聴する者がみだりに発言する、写真等を撮影する又は録音するなど会議の妨げとなる行為をし、会長の指示に従わないときは、退場させることができる。

3 前項に規定するもののほか会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

第8 意見の聴取等

会長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第9 部会

委員会に、次に各号に掲げる部会（以下「各部会」という。）を置く。

- (1) 事故防止検討部会
- (2) 緊急対応検討部会
- (3) 給食指導検討部会

2 各部会は、次の各号に掲げる部会の別に応じ、当該各号に定める事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。

- (1) 事故防止検討部会 次に掲げる事項

ア アレルギーに関する情報の共有及び給食対応の見直しに関すること。

イ 事故報告の改善に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

- (2) 緊急対応検討部会 次に掲げる事項

ア アナフィラキシー症状発症時など緊急時の対応に関すること。

イ アに掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

- (3) 給食指導検討部会 次に掲げる事項

ア 食に関する指導の在り方に関すること。

イ 啓発活動の在り方に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

3 各部会は、次の各号に掲げる部会の別に応じ、当該各号に定める者（以下、「各部会員」という。）をもって構成する。

- (1) 事故防止検討部会 別表第1に定める者
- (2) 緊急対応検討部会 別表第2に定める者
- (3) 給食指導検討部会 別表第3に定める者

4 各部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

5 事故防止検討部会長は教育部学務課長を、緊急対応検討部会長は教育

部指導室統括指導主事を，給食指導検討部会長は教育部指導室指導主事をもって充て，副部会長は部会長が指名する。

6 部会長は，各部会の事務を掌握し，当該部会の経過及び結果を委員会に報告する。

7 副部会長は，部会長を補佐し，部会長に事故があるときは，その職務を代理する。

8 各部会は部会長が招集する。

9 部会長は，各部会の運営上必要があると認めるときは，各部会員以外の者を，各部会に出席させ，その意見を聴き，又は各部会員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 10 守秘義務

委員及び各部会員は職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 11 謝礼

第 3 第 1 号，第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 5 号及び第 6 号の委員並びに第 9 第 3 項第 1 号及び第 3 号の部会員のうち第 3 第 2 号の委員が推薦する医師及び管理栄養士については，予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。

第 12 庶務

委員会の庶務は，教育部学務課において処理する。

第 13 委任

この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は，委員会が調布市長及び調布市教育委員会に食物アレルギー事故防止策を報告した月の末日で，その効力を失う。